

財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

資 産 科 目	第 96 期 令和 2 年 3 月期	第 97 期 令和 3 年 3 月期	第 98 期 令和 4 年 3 月期
現 金	2,699	2,736	2,948
預 け 金	48,109	53,530	51,000
買 入 金 銭 債 権	34	22	14
有 価 証 券	37,623	39,189	44,501
国 債	605	1,758	3,529
社 債	33,121	33,314	36,932
株 式	8	8	8
そ の 他 の 証 券	3,886	4,107	4,030
貸 出 金	93,228	101,101	101,193
割 引 手 形	654	488	545
手 形 貸 付	2,384	1,808	1,369
証 書 貸 付	89,259	97,919	98,552
当 座 貸 越	930	885	725
そ の 他 資 産	917	986	1,011
未 決 済 為 替 貸	49	38	49
信 金 中 金 出 資 金	748	748	748
そ の 他 出 資 金	1	1	1
前 払 費 用	7	7	9
未 収 収 益	104	179	191
そ の 他 の 資 産	6	11	12
有 形 固 定 資 産	1,464	1,500	1,518
建 物	342	324	318
土 地	990	990	990
リ ー ス 資 産	90	144	171
建 設 仮 勘 定	-	-	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	41	41	36
無 形 固 定 資 産	136	130	125
ソ フ ト ウ ェ ア	0	1	1
リ ー ス 資 産	26	19	14
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	109	109	109
前 払 年 金 費 用	122	153	170
繰 延 税 金 資 産	-	-	0
債 務 保 証 見 返	4,484	4,626	4,949
貸 倒 引 当 金	▲32	▲23	▲17
(うち個別貸倒引当金)	(▲18)	(▲12)	(▲11)
資 産 の 部 合 計	188,789	203,954	207,417

貸借対照表(負債および純資産の部)

(単位：百万円)

負債・純資産 科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
預 金 積 金	172,525	187,092	190,284
当 座 預 金	2,341	2,608	3,179
普 通 預 金	71,888	87,225	90,544
貯 蓄 預 金	1,767	1,718	1,641
通 知 預 金	7	1	1
定 期 預 金	73,783	72,707	71,355
定 期 積 金	21,384	21,473	22,193
そ の 他 の 預 金	1,352	1,357	1,368
そ の 他 負 債	507	547	577
未 決 済 為 替 借	52	46	53
未 払 費 用	64	66	60
給 付 補 填 備 金	9	8	7
未 払 法 人 税 等	79	73	67
前 受 収 益	14	10	12
未 払 諸 税	7	7	6
未 払 配 当 金	9	9	9
払 戻 未 済 金	2	2	4
職 員 預 り 金	97	95	100
リ ー ス 債 務	119	167	197
資 産 除 去 債 務	32	32	37
そ の 他 の 負 債	19	27	19
賞 与 引 当 金	55	60	59
役員退職慰労引当金	86	93	105
睡眠預金払戻損失引当金	10	6	4
偶発損失引当金	5	4	4
繰延税金負債	50	90	-
債 務 保 証	4,484	4,626	4,949
負 債 の 部 合 計	177,726	192,522	195,986
出 資 金	559	572	579
(普通出資金)	(559)	(572)	(579)
利 益 剰 余 金	10,267	10,544	10,783
利 益 準 備 金	543	559	572
その他利益剰余金	9,723	9,985	10,211
特 別 積 立 金	8,800	9,100	9,400
当期末処分剰余金	923	885	811
処 分 未 済 持 分	▲2	▲0	▲0
会 員 勘 定 合 計	10,824	11,116	11,362
その他有価証券評価差額金	237	316	68
評価・換算差額等合計	237	316	68
純 資 産 の 部 合 計	11,062	11,432	11,431
負債及び純資産の部合計	188,789	203,954	207,417

貸借対照表 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	1年～47年	その他	2年～20年
----	--------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は977百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算法の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末において必要額を計上しております。ただし、当事業年度末においては退職給付債務を年金資産が超過しているため前払年金費用170百万円を計上しております。また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日） | 0.1740% |

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金33百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式による行っております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であった、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 17百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載してあります。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞等により貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、債務者区分等に大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況やそれによる経済への影響が変化した場合には、貸出先の債務者区分の変更や実績率の上昇などにより引当額が増加し、財務諸表に影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 0百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによ

て影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 118百万円
 16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,432百万円
 17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 44百万円 |
| 危険債権額 | 260百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 14百万円 |
| 合計額 | 319百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対しとなる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は545百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券 289百万円
担保資産に対応する債務	預金 29百万円

 上記のほか、為替決済等の担保として、預け金3,500百万円を差し入れております。
20. 出資1口当たりの純資産額 987円95銭

21. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行っております。

このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫が保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報等
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」の内債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫はこれらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の、99パーセントイル値を用いた場合の経済価値は、804百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	51,000	51,017	17
(2)買入金銭債権	14	14	0
(3)有価証券			
その他有価証券	42,772	42,772	-
(4)貸出金(*1)	101,193		
貸倒引当金(*2)	△17		
	101,175	101,554	379
金融資産計	194,963	195,359	396
(1)預金積金	190,284	190,297	12
金融負債計	190,284	190,297	12

(*1)貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利(OIS、金利スワップレート)等で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカーから入手した価格を時価としております。

(3)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23から24に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(OIS、金利スワップレート)等で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
(注2)市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	748
私募不動産投資信託(*2)	1,718
合 計	2,477

(*1)非上場株式等及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)私募不動産投資信託については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第26項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	42,800	-	7,700	500
買入金銭債権	7	7	-	-
有価証券	3,819	10,684	16,873	9,300
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	3,819	10,684	16,873	9,300
貸出金(*2)	11,793	32,900	23,477	31,346
合 計	58,420	43,591	48,050	41,146

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金合計(*1)	175,877	14,393	-	14

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	10,518	10,452	65
	国 債	-	-	-
	社 債	10,518	10,452	65
	その他	2,177	1,771	405
	小 計	12,695	12,224	471
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	29,943	30,300	△356
	国 債	3,529	3,571	△41
	社 債	26,414	26,729	△315
	その他	134	153	△19
	小 計	30,078	30,453	△375
合 計		42,773	42,677	95

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計	売却損の合計
債券	1,773	61	-
国債	-	-	-
社債	1,773	61	-
その他	121	18	-
合 計	1,894	80	-

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,087百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが991百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却限度超過額	22百万円
未収利息自己否認額	19
役員退職慰労引当金	29
賞与引当金限度超過額	16
資産除去債務	10
未払事業税	6
その他	13
繰延税金資産小計	117
評価性引当額	△41
繰延税金資産合計	76
繰延税金負債	
有価証券評価差額	26
前払年金費用	47
その他	1
繰延税金負債合計	76
繰延税金資産の純額	0

27. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権 0百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下「収益認識会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

29. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
経 常 収 益	2,427,999	2,435,911	2,397,448
資 金 運 用 収 益	2,084,299	2,144,932	2,133,399
貸 出 金 利 息	1,676,081	1,778,625	1,797,398
預 け 金 利 息	61,563	52,133	35,027
有価証券利息配当金	327,779	295,423	282,287
その他の受入利息	18,875	18,750	18,686
役 務 取 引 等 収 益	161,116	156,626	143,487
受入為替手数料	96,017	92,355	73,066
その他の役務収益	65,098	64,271	70,420
そ の 他 業 務 収 益	135,917	115,456	86,703
国債等債券売却益	128,410	80,082	61,885
その他の業務収益	7,507	35,373	24,818
そ の 他 経 常 収 益	46,666	18,896	33,858
貸倒引当金戻入益	-	8,754	5,535
償却債権取立益	20,384	7,253	8,324
株式等売却益	15,543	-	18,346
その他の経常収益	10,738	2,888	1,651
経 常 費 用	2,059,146	2,025,729	2,016,762
資 金 調 達 費 用	35,262	31,893	27,808
預 金 利 息	30,051	27,227	23,580
給付補填備金繰入額	4,755	4,180	3,728
その他の支払利息	454	485	498
役 務 取 引 等 費 用	106,755	107,808	99,027
支払為替手数料	35,315	33,526	26,029
その他の役務費用	71,439	74,282	72,998
そ の 他 業 務 費 用	1,480	1,254	827
その他の業務費用	1,480	1,254	827
経 費	1,903,864	1,874,921	1,886,633
人 件 費	1,315,323	1,297,821	1,290,726
物 件 費	557,112	544,110	525,881
税 金	31,429	32,989	70,026
そ の 他 経 常 費 用	11,783	9,851	2,465
貸倒引当金繰入額	9,535	-	-
貸 出 金 償 却	2,247	-	-
株式等売却損	-	-	-
その他の経常費用	-	9,851	2,465
経 常 利 益	368,853	410,182	380,685

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
特 別 利 益	－	－	－
特 別 損 失	2,569	1,134	21,863
固定資産処分損	2,569	1,134	21,863
税引前当期純利益	366,284	409,047	358,822
法人税・住民税及び事業税	111,503	105,082	98,697
法人税等調整額	▲4,288	10,051	4,514
法人税等合計	107,215	115,133	103,212
当期純利益	259,068	293,914	255,610
繰越金(当期首残高)	664,571	591,583	555,986
当期末処分剰余金	923,640	885,497	811,597

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口あたり当期純利益金額 22 円 16 銭

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
当期末処分剰余金	923,640,005	885,497,897	811,597,143
利益準備金取崩額	－	－	－
合 計	923,640,005	885,497,897	811,597,143
剰余金処分量	332,056,254	329,511,033	324,230,057
利益準備金	15,584,000	12,586,350	7,048,350
出資に対する配当金	16,472,254	16,924,683	17,181,707
(配当率)	(3%)	(3%)	(3%)
役員賞与金	－	－	－
特別積立金	300,000,000	300,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	591,583,751	555,986,864	487,367,086

当金庫決算における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書につきましては、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月24日

目黒信用金庫 理事長 矢部 甲子